

介護保険料に関するお知らせ

皆さんに納めていただく介護保険料は、介護保険制度を運営していく大切な財源となっています。介護が必要となった時に安心してサービスを利用できるよう、介護保険料は必ず納めましょう。

65歳以上の方の介護保険料の納め方は、「特別徴収」と「普通徴収」という2種類の方法があります。

○ 特別徴収

年金の定期払いの際に、天引きにより直接納付していただく方法です。年金の年額が18万円以上の方は、原則として特別徴収となります。

○ 普通徴収

久慈広域連合が送付する納付書により、金融機関窓口やお住いの市町村窓口等で納付していただく方法です。

年齢到達により65歳になられたばかりの方や久慈広域管外の市区町村から転入された方、年金が年額18万円未満の方等が対象となります。

便利な口座振替をご利用ください

普通徴収の方の介護保険料は、口座振替により納付することもできます。口座振替を利用すると納め忘れがなく、毎回、金融機関窓口等に足を運ぶ手間が省けて便利です。

希望される方は、納入通知書、印鑑、通帳をお持ちになって右の金融機関窓口でお手続きください。

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
みちのく銀行
盛岡信用金庫
東北労働金庫
新岩手農協
岩手県信漁連
ゆうちょ銀行



介護保険料の減額制度があります

久慈広域連合では、介護保険料の納付が困難な方を対象とした介護保険料の減額制度を実施しています。減額が決定すると、介護保険料段階が第3段階の方は第2段階の保険料額へ、第2段階の方は第1段階の保険料額へそれぞれ減額されます。対象となる方は、お早めに久慈広域連合介護保険課またはお住いの市町村の介護保険担当課に申請・相談してください。

○ 対象者要件

- ・ 介護保険料段階が第2段階または第3段階の方
- ・ 世帯員全員が住民税非課税の方
- ・ 世帯の年間収入が120万円以下の方
(世帯員が3人以上の場合は、1人につき40万円を加算)
- ・ 固定資産税評価額が一定基準以下の方

○ 申請に必要なもの

- ・ 介護保険料納入通知書または特別徴収額決定通知書
- ・ 収入額等を証明できるもの
(年金支払通知書など)
- ・ 印鑑



介護保険料を滞納すると

特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、介護サービスを利用する際に次のような制限を受ける場合があります。

1年以上滞納した場合

費用の全額をいったん自己負担し、その後、久慈広域連合に申請することで、保険給付分(9割)が支払われます。

1年6か月以上滞納した場合

費用の全額を自己負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めされることとなります。

2年以上滞納した場合

未納期間に応じて、自己負担割合が通常の1割から3割に引き上げられ、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

久慈地区 し尿処理場から のお知らせ

久慈地区し尿処理場は、平成26年8月18日(月)から平成26年11月28日(金)までの期間、施設の補修工事を行います。工事期間中は、し尿汲み取りのご依頼にすぐに対応できない場合がありますので、し尿汲み取り業者へのご依頼は余裕をもってお願いします。

【問い合わせ先】久慈広域連合衛生課 TEL 0194-66-9090